

富田林市立伏山台小学校いじめ防止基本方針

富田林市立伏山台小学校
令和8年4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本方針（理念）

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼすものである。いじめは、加害、被害という2者関係だけでなく、在校児童全ての児童の人権に関わる重大な問題である。また、いじめは、どの学校でも起こりうるものであることを認識すべき事案である。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず児童の気持ちに寄り添い、思いを重ねながら相談に応じることが大切である。その一貫した全教職員の姿勢と取組みが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになり、いじめを許さない校風をつくるものであると考える。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、全教職員が、児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を育み、支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。さらに、全教職員が、するどい人権感覚と『ともに学びともに育つ』スキルを身につけることが求められていることを認識しなければならない。

また、学校だけで解決できる課題ではないことを認識する必要がある。児童は、それぞれの家庭や地域の中で育まれている。教職員が保護者・地域の方々と協働して、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さないという大人の意識を育成することにより、いじめを許さない校区教育文化をつくらなければならないと考える。

伏山台小学校は、児童の安全が確実に確保され、安心して通い、学び合える学校づくりを一層構築するために、いじめ防止基本方針をここに定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品や所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやモバイル、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止委員会（i）

①構成員

校長・教頭・首席・生指主任・当該児童学年・養護教諭
(SC・富田林市子育て応援課相談員)

②活動内容

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定について
- イ いじめの未然防止について
- ウ いじめの対応について（事実関係の確認、対応方針の決定等）
- エ 教職員の資質向上のための校内研修について
- オ 年間計画の企画と実施について
- カ 年間計画進捗のチェックについて
- キ 各取組の有効性の検証について
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直しについて

③開催

必要に応じて

(2) いじめ防止委員会（ii）

①構成員

全職員

②活動内容

- | |
|--------------------|
| ア いじめの早期発見に関すること |
| イ 不登校傾向の児童に関する情報交換 |
| ウ いじめの対応に関すること |

③開催

原則毎月 1 回

4. 教職員の資質向上のための研修計画等

教職員の資質向上のために以下のことを行う。

- ① 人権感覚の育成のために毎年 1 回講師を招聘して研修を行う。
- ② 学校教育自己診断結果を効果的に活用し、共通認識を培う。
- ③ 児童アンケートを学期毎に実施し、結果を効果的に活用し、改善策を生徒特活部会で協議する。
- ④ 各学級での課題を担当だけで取り込むのではなく、低・中・高学年教職員集団で共有化し、常に学年団として取り組みを推進することで OJT を活性化させる。

5. 地域や家庭との連携

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。学校協議会を活用するなど地域と連携した対策を推進する。

富田市長立伏山台小学校 いじめ防止年間計画（小学校）				
	1年	2年	3年	4年
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 新年度個人懇談会 （家庭での様子の把握） 1年生を迎える会	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 新年度個人懇談会 （家庭での様子の把握） 1年生を迎える会	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 新年度個人懇談会 （家庭での様子の把握） 1年生を迎える会	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 新年度個人懇談会 （家庭での様子の把握） 1年生を迎える会
5月	なにをしているのかな （道徳） 集団づくり	ぼんたとかんた（道徳） 集団づくり	きいてるかい オルタ （道徳） さと子の落とし物（道徳） 集団づくり	さち子のえがお（道徳） あなたの時間にいのちを ふきこめば（道徳） 集団づくり
6月	なかよし（道徳） 1学期生活アンケート	およげないりすさん （道徳） 1学期生活アンケート	心をしずめて（道徳） あこがれの人（道徳） 1学期生活アンケート	ちこく（道徳） 決めつけないで（道徳） 1学期生活アンケート
7月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 保護者懇談会 （学校での様子の伝達）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 保護者懇談会 （学校での様子の伝達）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 保護者懇談会 （学校での様子の伝達）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 保護者懇談会 （学校での様子の伝達）
9月			福祉共育	福祉共育
10月	はしのうえのおおかみ （道徳） かずやくんのなみだ （道徳） 運動会の取り組み	わりこみ（道徳） 運動会の取り組み	同じなかまだから（道徳） たからさがし（道徳） バスの中で（道徳） 運動会の取り組み	遠足の朝（道徳） いじりといじめ（道徳） 運動会の取り組み
11月	2学期生活アンケート	くりのみ（道徳） 2学期生活アンケート	2学期生活アンケート	とびらの前で（道徳） 2学期生活アンケート
12月	学校のかえりみち（道徳） 保護者懇談会 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者懇談会 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者懇談会 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者懇談会 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知
1月	やめろよ（道徳） 伏小祭り	ぐみの木と小鳥（道徳） 伏小祭り	いちばんうれしいこと （道徳） ぼくのボールだ（道徳） 伏小祭り	金色の魚（道徳） 伏小祭り
2月	ふたりだけで（道徳） あなたってどんな人？ （道徳） 3学期生活アンケート	ある日のくつばこで （道徳） 3学期生活アンケート	ダブルブッキング（道徳） たっきゅうは4人まで （道徳） 3学期生活アンケート	よわむし太郎（道徳） わたし、まちがってない よね（道徳） 3学期生活アンケート
3月	花のかんむり（道徳） 新1年生を迎える会 お別れたてわり活動	生きているから（道徳） お別れたてわり活動	お別れたてわり活動	お別れたてわり活動

	5年	6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 新年度個人懇談会 (家庭での様子の把握) 1年生を迎える会 あいさつの心(道徳) まんが家手塚治虫(道徳)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 新年度個人懇談会 (家庭での様子の把握) 1年生を迎える会 それじゃ、ダメじゃん(道徳) ほんとうのことだけど(道徳) 言葉のおくり物(道徳)	第1回校内委員会 (年間計画の確認、問題行動 調査結果を共有) いじめ防止委員会(ii) 1年生を迎える会
5月	やさしいユウちゃん(道徳) 集団づくり 自然学校(宿泊学習)	心づかいと思いやり(道徳) 集団づくり	「学校いじめ防止基本方針」 の更新 いじめ防止委員会(ii) たてわり班活動(通年)
6月	古いバケツ(道徳) 1学期生活アンケート	1学期生活アンケート	第2回委員会(進捗確認) いじめ防止委員会(ii)
7月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 保護者懇談会 (学校での様子の伝達) ほくたちの夏休み自由研究 (道徳)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 保護者懇談会 (学校での様子の伝達)	いじめ防止委員会(ii)
9月	真由、班長になる(道徳)	貝塚博士(道徳) ほくだって(道徳) ロレンゾの友達(道徳)	いじめ防止委員会(ii)
10月	手紙のない手紙(道徳) 折れたタワー(道徳) 運動会の取り組み	修学旅行(宿泊学習) 運動会の取り組み	第3回委員会(状況報告と取 組みの検証) いじめ防止委員会(ii)
11月	2学期生活アンケート	自由行動(道徳) 2学期生活アンケート	いじめ防止委員会(ii)
12月	保護者懇談会 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 くずれ落ちただんボール箱 (道徳)	保護者懇談会 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	いじめ防止委員会(ii)
1月	知らない間のできごと(道徳) 伏小祭り	二十五人でつないだ金メダル (道徳) ブランコ乗りとピエロ(道徳) 伏小祭り	いじめ防止委員会(ii) 伏小祭り
2月	すれちがい(道徳) 知らない間のできごと(道徳) 3学期生活アンケート	わたしのせいじゃない(道徳) 3学期生活アンケート	いじめ防止委員会(ii)
3月	お別れたてわり活動	お別れたてわり活動	第4回委員会(年間の取組み の検証、次年度に向けて) お別れ集会

第2章 いじめ防止

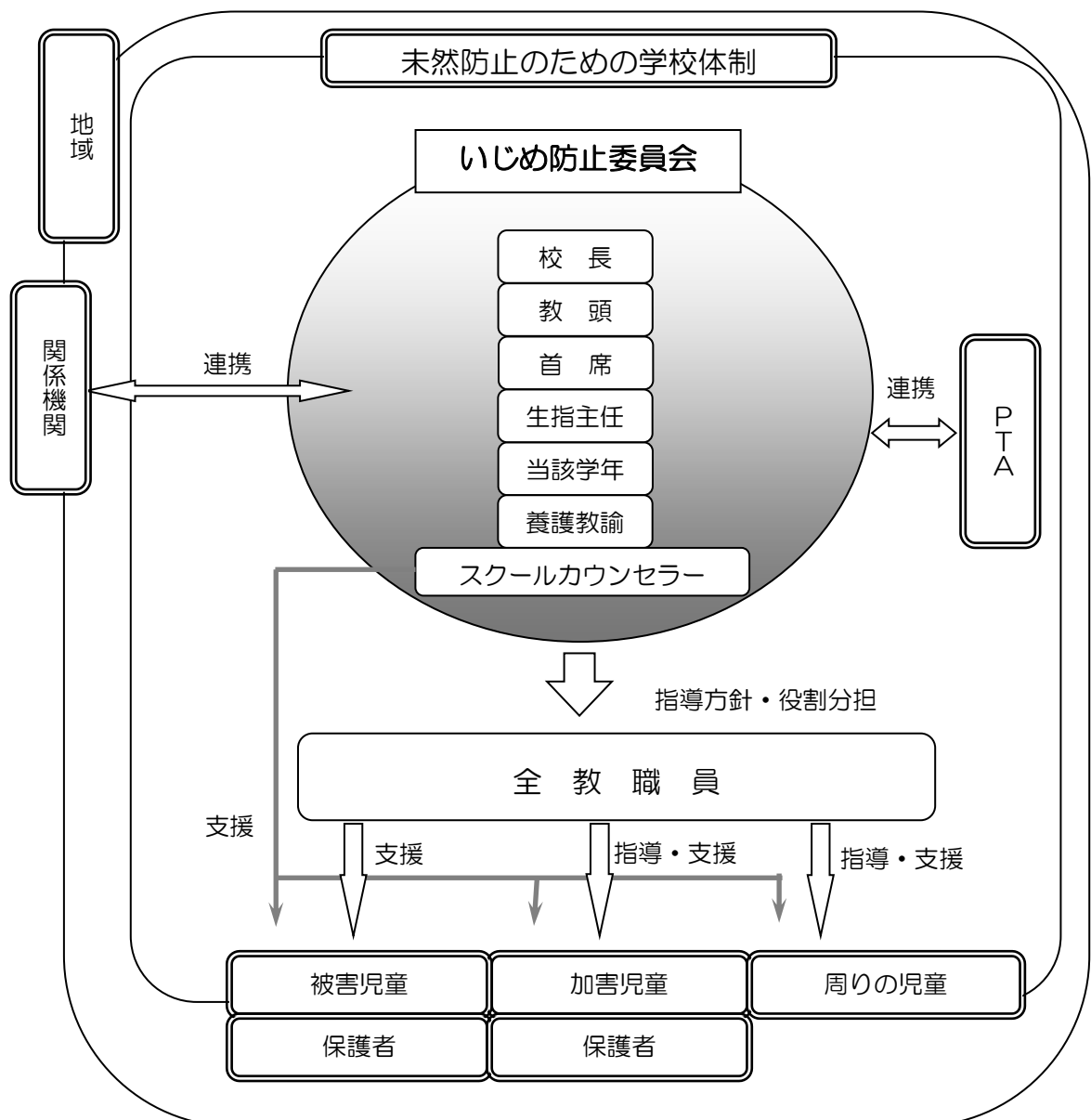
1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学年・学級自体が、徹底した人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。学校は、安心して学び合える場所であり、居場所のある学級でなければならない。

そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識を持って、総合的に推進する。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感情移入力を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取組みを計画的に積み上げていくことが重要である。その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

【指導体制・教育相談体制】



2. いじめ防止のための取組み

- (1) 平素から教職員自身がいじめに対する認識を深めるとともに、するどい人権感覚を身につけることを大切にする。加えて、一人で抱え込まず、学年・学校として情報の共有を行うものとする。
- (2) 平素より児童に対して、自己有用感や自己肯定感を身につける取組みを推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通認識を持って、児童の育みを総合的に推進する。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、常に、児童に寄り添い、児童の気持ちと重ねる指導を行う。また、児童一人ひとりが活躍できる人間関係づくりを積極的に推進する。加えて、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、あやまった指導がないように、教職員は、常に指導方法の振り返りを行うものとする。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることを教職員自らが認識することは大切である。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することも認識する必要がある。

それゆえ、教職員には、何気ない児童の言動の中に危険信号が存在する可能性のあることや、児童の切なる心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、当たり前のことを当たり前でできるよりよい集団にしていこうとする熱い思いと行動力が必要である。

2. 早期発見のための取組み

- (1) 実態把握の方法として、学期ごとに児童アンケートをとり、児童の声を聞くとともに、アンケート期間に全ての教職員が各教室で、いじめについての講話やカウンセリングを行う。また、直接相談できない児童のための「安心ポスト」を設置し、学校として気づきやチェックを行う。
- (2) 教職員自身が常に学級児童・学年児童の状況を把握し、見守る意識を持つとともに、保護者や地域と連携し、いじめの早期発見に努める。
- (3) 同じ学級・同じ学年の児童からの相談事案等に対して、教職員は常に寄り添いながら相談を受けるとともに、全教職員で情報共有し、対応するように努める。
- (4) 校長自らが、児童・保護者・地域に対して、いじめを許さないメッセージの発信をするとともに全児童の顔と名前が一致し、常日頃の一人ひとりの状況を知るとともに、保護者から安心して相談される状況をつくりだす。

第4章 いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であり、安心して学校に登校できる状況を可能な限り早急に条件整備・環境整備をする。また、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的計画的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別紙)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴し、全教職員と事象の共有化を図る。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年教職員および生指主任と管理職に報告し、事実関係の把握・情報収集・事実確認・報告・対応策の検討を行う。いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、全教職員で情報共有する。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会事務局に報告し、今後の方針を伝えるとともに教育委員会より指示を受ける。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、電話連絡で済ますのではなく、家庭訪問等により直接会って丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている児童にも責任があるという考え方ではなく、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える等、自尊感情を高めるように留意する。また、個人情報の取り扱い等プライバシーには十分留意して対応を行う。
- (2) 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- (3) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや富田林市子ども未来室の協力を得て対応を行う。
- (4) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うとともに、必ず複数教職員で聴取するなどの配慮を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者に事実の経過を報告するとともに協力を求める。また、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや富田林市子ども未来室の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童の心身の回復、加害児童の抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団生活をとりもどし、新たな活動を踏み出すことによって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。
- (2) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認する

とともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (3) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会や遠足等は、児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット・SNS 上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、ケース会議において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。情報モラル教育を進めるため、社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力を育成する機会を設ける。また SNS へ組織だった対応は別紙参照。

7. いじめ事象の解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態である。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ防止委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(3) 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

第5章 重大事態への対処

1. 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条より）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、心身に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神疾患を発症した場合 等）
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。）

2. 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、富田林市教育委員会へ報告する

3. 重大事態の調査

(1) 学校が調査主体となってしまう場合

富田林市教育委員会の判断により、学校が主体となって調査を行うが、富田林市教育委員会の指導・助言のもとに調査を行う

(2) 富田林市教育委員会が主体となって行う場合

富田林市教育委員会の指示のもと、資料の提出や調査に協力する

4. 重大事態の対応（学校が主体となって行う場合）

(1) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ① 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ② 「いじめ防止委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

(2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ① いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う姿勢が重要である。
- ③ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(3) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ① 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ② 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ③ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

(4) 調査結果を学校の設置者に報告

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

5. 重大事態の対応（富田林市教育委員会が主体の場合）

市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する

第6章 その他

1. いじめ防止基本方針の周知と見直しについて

児童意見について、学期毎のアンケートの状況を勘案しながら見直しに着手するものとする。